



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

《会計・税務の知識》 速報！平成 23 年度税制改正大綱

平成 22 年 12 月 16 日、平成 23 年度税制改正大綱が公表されました。参議院で野党多数という「逆転国会」のもとでの大綱のため、来年 3 月末での法案成立まで予断を許さない状況ではありますが、政府「税制調査会」による決定となります。

財務省の試算によると、国税の年間ベースで、企業関連で 5,800 億円の減税、個人で 4,900 億円の増税、差し引き 900 億円の減税とのことです。企業関連では、法人税実効税率の引き下げ等で 1 兆 5,000 億円程度の減税となる一方、減価償却制度の見直しや環境税の導入等で 9,100 億円程度の増税となります。個人では相続税増税、給与所得控除の縮減等で 4,900 億円程度の増税となります。法人減税、個人増税の色合いが強く出ている税制改正と言えます。

今回は、速報版として、平成 23 年度税制改正大綱のなかから、主要なもの（国際課税を除く）をピックアップしてご紹介します。特に影響が大きいと思われるものとして、会社経営の観点では、法人税について**法人税率の引き下げ**、**減価償却制度の見直し**、**欠損金の繰越控除限度額の設定**が挙げられます。また、資産承継の観点では、相続税・贈与税について**相続税の基礎控除の引き下げ**、**相続税率・贈与税率の見直し**、**直系尊属からの贈与の贈与税緩和**、**相続時精算課税の適用要件の拡大**が挙げられます。

来年 1 月 1 日から適用される項目もありますので、年内に検討を要するものもあります。

ご不明な点などございましたら、弊所までお問い合わせ下さい。

なお、内容の詳細及びその他の改正事項については、税制改正大綱の本文での確認をお願いします。

〔所得税・個人住民税〕

税目	項目	改正内容	適用期限等										
所得税 住民税	給与所得控除の上限設定	・給与所得控除額については、245 万円（給与等の収入金額が 1,500 万円）を上限とする。	H24 以後の所得税 H25 以後の住民税										
所得税 住民税	役員給与等に係る給与所得控除の見直し	<p>・役員給与等の収入金額が 2,000 万円を超える場合の給与所得控除額は、役員給与等の金額に応じて、以下の通りとする。 (単位：万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役員給与等</th> <th>給与所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,000 超 2,500 以下</td> <td>245 - (役員給与等 - 2,000) × 12%</td> </tr> <tr> <td>2,500 超 3,500 以下</td> <td>185</td> </tr> <tr> <td>3,500 超 4,000 以下</td> <td>185 - (役員給与等 - 3,500) × 12%</td> </tr> <tr> <td>4,000 超</td> <td>125</td> </tr> </tbody> </table>	役員給与等	給与所得控除額	2,000 超 2,500 以下	245 - (役員給与等 - 2,000) × 12%	2,500 超 3,500 以下	185	3,500 超 4,000 以下	185 - (役員給与等 - 3,500) × 12%	4,000 超	125	H24 以後の所得税 H25 以後の住民税
役員給与等	給与所得控除額												
2,000 超 2,500 以下	245 - (役員給与等 - 2,000) × 12%												
2,500 超 3,500 以下	185												
3,500 超 4,000 以下	185 - (役員給与等 - 3,500) × 12%												
4,000 超	125												

税目	項目	改正内容	適用期限等						
所得税 住民税	特定支出控除の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・特定支出の範囲の拡大 特定支出の範囲に、職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの資格取得費や、職務と関連のある図書の購入費、職務に通常必要な交際費等の勤務必要経費等（上限 65 万円）を追加 ・特定支出控除額の計算方法の見直し 給与所得控除に加算できる特定支出の額を、現行の給与所得控除額から以下の金額に見直し <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与収入</th> <th>加算できる特定支出額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,500 万円以下</td> <td>給与所得控除額の 2 分の 1 を超える額</td> </tr> <tr> <td>1,500 万円超</td> <td>125 万円を超える額</td> </tr> </tbody> </table>	給与収入	加算できる特定支出額	1,500 万円以下	給与所得控除額の 2 分の 1 を超える額	1,500 万円超	125 万円を超える額	H24 以後の所得税 H25 以後の住民税
給与収入	加算できる特定支出額								
1,500 万円以下	給与所得控除額の 2 分の 1 を超える額								
1,500 万円超	125 万円を超える額								
所得税 住民税	短期就任役員の退職所得課税の強化	・勤続期間 5 年以下の役員等に対する退職手当等については、退職所得の算出にあたって退職所得控除額の控除後の残額の 2 分の 1 とする措置を廃止	H24 以後の所得税 住民税は H24.1.1 以後支給分						
住民税	退職所得に係る 10% 税額控除の廃止	・退職所得に係る個人住民税の 10% 税額控除を廃止	H24.1.1 以後支給分						
所得税 住民税	成年扶養控除の縮小	<ul style="list-style-type: none"> ・所得が 400 万円を超える居住者については、年齢 65～69 歳の者、障害者等及び勤労学生等以外の成年扶養親族（23～69 歳の扶養親族）に関する扶養控除を廃止 但し、400 万円を超える居住者であっても、以下の金額を所得から控除することができる負担調整措置を設ける。 38 万円－（合計所得金額－400 万円）×38% （住民税は上記の 38 万円を 33 万円に置き換え） 	H24 以後の所得税 H25 以後の住民税						
所得税 住民税	上場株式等の軽減税率の適用期限の延長	・上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る 10% 軽減税率（所得税 7%、住民税 3%）の適用期限を 2 年延長し、平成 25 年 12 月末までとする。	H25.12.31 まで						
所得税 住民税	非課税口座（日本版 ISA）の延期	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の非課税口座制度の適用を、2 年延期し、平成 26 年からとする。 (イ) 金融商品取引業者等で開設した非課税口座内上場株式等に係る配当等、譲渡所得等については所得税及び個人住民税を課さない。 (ロ) 譲渡損失金額は、ないものとみなす。 	H26 から 10 年内						
所得税 住民税	先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び損失繰越控除の適用対象の拡大	<p>先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に、次に掲げる取引に係る雑所得等を追加</p> <p>(イ) 商品先物取引法に規定する店頭商品デリバティブ取引（同法第 2 条第 14 項第 1 号から第 5 号までに掲げる取引に限ります。）の差金等決済</p> <p>(ロ) 金融商品取引法に規定する店頭デリバティブ取引（同法第 2 条第 22 項第 1 号から第 4 号までに掲げる取引に限ります。）の差金等決済</p> <p>(ハ) 店頭カバードワラントの差金等決済又は譲渡</p>	H24.1.1 以後の取引						
所得税 住民税	大口株主等の要件の見直し	・上場株式等からの配当所得について総合課税の対象となる大口株主等の発行済株式総数が占める保有割合の要件等を、現行の 5% 以上から 3% 以上に引下げ	H23.10.1 以後に支払を受ける配当等						

税目	項目	改正内容	適用期限等
所得税 住民税	特定口座受入対象の拡大	・特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に以下のものを追加。 (イ) 一定の手続をとった生命保険会社の社員に割り当てられた上場株式等 (ロ) 株式無償割当により取得する上場株式等 (ハ) 新株予約権等の行使により取得した上場株式等 など	
所得税	既存住宅に係る特定の改修工事の所得税額の特別控除等の見直し	・既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額控除について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。 (イ) バリアフリー改修工事 税額控除額の上限額（現行：20万円）について、平成23年は20万円とし、平成24年は15万円とする。 (ロ) 省エネ改修工事 税額控除額の計算の基礎となる省エネ改修費用の額について、補助金等の交付がある場合は、当該補助金等の額を控除した後の金額とする。	(イ)の改正はH23以後の所得税 (ロ)の改正はH23.4.1以後に行う改修工事
所得税	電子証明書を有する個人について所得税額の特別控除の見直し	・電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除について、現行5,000円の税額控除額を平成23年分は4,000円、平成24年分は3,000円に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。	
所得税	生命保険契約等の一時所得の経費の明確化	・居住者が支払を受けた生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得の金額の計算上、その支払を受けた金額から控除することができる事業主が負担した保険料等は、給与所得に係る収入金額に算入された金額に限る旨を法令に規定する。	H23.4.1以後に支払われるべき生命保険契約等に基づく一時金
所得税 住民税	日本版ブランド・ギビング信託に係る利子所得非課税制度の創設	・特定寄附信託（いわゆる「日本版ブランド・ギビング信託」）に基づき設定された信託の信託財産から生じる利子所得は非課税とする。	
所得税	年金所得者の申告不要制度の創設	・公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、他の所得の金額が20万円以下の者については確定申告を不要とする制度を創設する。	H23以後の所得税
所得税	所得税還付申告書の提出期間の延長	・所得税の確定申告書の提出期間（その年の翌年2月16日から3月15日まで）について、申告義務のある者の還付申告書はその年の翌年1月1日から提出を可能とする。	H23以後の所得税
所得税	認定NPO法人及び一定の公益法人等に寄付した場合の所得税額控除の創設	個人が、各年において支出した認定NPO法人及び一定の公益法人等に対する寄附金（総所得金額等の40%相当額を限度）で、その寄附金の額が2,000円を超える場合には、所得控除との選択により、その超える金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）をその者のその年分の所得税額から控除する。	H23以後の所得税
住民税	寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ	個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円に引き下げ	H24以後の住民税

〔法人税・法人住民税・法人事業税〕

(1) 法人税・法人住民税・法人事業税

税目	項目	改正内容	適用期限等																																
法人税 住民税	①法人課税の税率		H23.4.1 以後に開始する事業年度 「現行」欄の()は H23.3.31 までの間に終了する事業年度まで、「改正」欄の()は H23.4.1 から H26.3.31 までの間に開始する事業年度に適用																																
	税率の引き下げ	<ul style="list-style-type: none"> ・国税 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正</th> </tr> <tr> <th></th> <th>年800万円以下</th> <th></th> <th>年800万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通法人</td> <td>30%</td> <td>-</td> <td>25.5%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>中小法人</td> <td>30%</td> <td>22% (18%)</td> <td>25.5%</td> <td>19% (15%)</td> </tr> <tr> <td>公益法人等、協同組合等(単体)及び特定の医療法人(単体)</td> <td>22%</td> <td>(18%)</td> <td>19%</td> <td>(15%)</td> </tr> <tr> <td>協同組合等(連結)及び特定の医療法人(連結)</td> <td>23%</td> <td>(19%)</td> <td>20%</td> <td>(16%)</td> </tr> <tr> <td>特定の協同組合等の特例税率(年10億円超)</td> <td colspan="2">26%</td> <td colspan="2">22%</td> </tr> </tbody> </table> ・住民税 国税と地方税を合わせた法人実効税率を5%引き下げのため、法人住民税の実効税率を0.87%引き下げ。 			現行		改正			年800万円以下		年800万円以下	普通法人	30%	-	25.5%	-	中小法人	30%	22% (18%)	25.5%	19% (15%)	公益法人等、協同組合等(単体)及び特定の医療法人(単体)	22%	(18%)	19%	(15%)	協同組合等(連結)及び特定の医療法人(連結)	23%	(19%)	20%	(16%)	特定の協同組合等の特例税率(年10億円超)	26%	
	現行		改正																																
		年800万円以下		年800万円以下																															
普通法人	30%	-	25.5%	-																															
中小法人	30%	22% (18%)	25.5%	19% (15%)																															
公益法人等、協同組合等(単体)及び特定の医療法人(単体)	22%	(18%)	19%	(15%)																															
協同組合等(連結)及び特定の医療法人(連結)	23%	(19%)	20%	(16%)																															
特定の協同組合等の特例税率(年10億円超)	26%		22%																																
法人税 住民税 事業税	②減価償却制度の見直し		H23.4.1 以後に取得する減価償却資産																																
	定率法償却率の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・定率法の償却率を定額法の償却率(1/耐用年数)の2.0倍とする(現行は2.5倍) ・平成23年4月1日前に開始する事業年度においては、その事業年度内に取得した資産は、現行の償却率による定率法により償却することができる。 ・届出を行うことにより償却率を改正後の償却率に変更した場合においても当初の耐用年数で償却を終了することができる。 																																	
法人税 住民税 事業税	③欠損金の繰越控除制度		H23.4.1 以後に開始する事業年度 H20.4.1 以後に終了した事業年度において生じた欠損金から適用																																
	控除限度額の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・欠損金の控除限度額は、繰越控除前の所得の100分の80相当額とする。 ・中小法人等は対象外(ただし、相互会社や資本金の額が5億円以上の法人に100%支配されている子法人は適用対象) 																																	
	繰越期間の延長	<ul style="list-style-type: none"> ・欠損金の繰越期間を7年から9年に延長 																																	
法人税	④貸倒引当金制度																																		
	貸倒引当金制度の適用業種の限定	<ul style="list-style-type: none"> ・適用法人を銀行、保険会社その他これらに類する法人、及び中小法人等に限定 ・適用法人以外は経過措置を経て平成25年度で終了。 ・経過措置：現行の損金算入限度額に対し以下の割合までの引当てを認める。 平成23年度：4分の3 平成24年度：4分の2 平成25年度：4分の1 																																	
法人税	⑤寄付金の損金算入額																																		
	(イ)一般の寄附金の損金算入限度額の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の寄附金の損金算入限度額を、資本金等の額の1,000分の2.5相当額と所得の金額の100分の2.5相当額との合計額の4分の1相当額(現行は2分の1相当額)。 ・資本等を有しない法人の場合には所得の金額の100分の1.25相当額(現行は100分の2.5相当額) 																																	

	(ロ)特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額の拡充	・一般の寄付金の損金算入限度額の縮減と同額の拡充を行う。	
法人税 住民税 事業税	⑥100%グループ内の法人に係る税制		
	清算中等の株式の評価損	・100%グループ内の他の内国法人が清算中である場合、又は解散が見込まれる場合には、その株式について評価損を計上しない	H23.4.1 以後に行う評価換え等
	期限切れ欠損金制度の整備	・解散の場合の期限切れ欠損金の損金算入制度においてマイナスの資本金等の額を期限切れ欠損金と同様とする。 ・連結納税制度における期限切れ欠損金の損金算入制度について所要の整備を行う。	
	適格合併等の場合の欠損金の制限措置	・適格合併等の場合の欠損金の制限措置等について、適用対象から被現物分配法人の自己株式の適格現物分配を除外。	H23.4.1 以後に行われる適格現物分配
	中小企業向け特例措置の不適用	・資本金の額（出資金の額）が1億円以下の法人に対する次の制度は、100%グループ内の複数の大法人に100%支配されている子法人には適用しない。 (イ)軽減税率 (ロ)特定同族会社の特別税率の不適用 (ハ)貸倒引当金の法定繰入率 (ニ)交際費等の損金不算入制度における定額控除制度 (ホ)欠損金の繰戻しによる還付制度	
	⑦その他		
法人税 所得税	「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の導入に伴う改正	(イ) 陳腐化償却制度の廃止 (ロ) 耐用年数の短縮特例につき耐用年数を国税局長の承認を受けた未経過使用可能期間とみなし、償却できる (ハ) 確定申告書等の添付書類に過年度事項の修正の内容を記載した書類を追加	
法人税	棚卸資産の評価方法の見直し	・切放し低価法を廃止。 ・ただし、平成23年4月1日以後に開始する各事業年度においては、前事業年度末の評価額をもって取得価額とする。	
法人税 住民税 事業税	法人税の中間納付制度の見直し	・仮決算による中間税額が前事業年度の確定法人税額の12分の6を超える場合には、仮決算による中間申告はできない。	

(2) 雇用促進税制

税目	項目	改正内容	適用期限等
法人税 住民税 所得税	雇用促進税制の創設	・従業員の数が前事業年度末に比して10%以上、かつ、5人以上（中小企業者等については、2人以上）増加した場合は、法人税額から、増加従業員数1人につき20万円を控除できる。	H23.4.1～H26.3.31までの間に開始する各事業年度

(3) 環境関連投資促進税制

税目	項目	改正内容	適用期限等
法人税 住民税 所得税	環境関連投資促進税制の創設	・エネルギー起源CO ₂ 排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等の取得等をした場合には、取得価額の30%の特別償却（中小企業者等については、取得価額の7%の税額控除との選択適用）ができる。	H23.4.1～H26.3.31までの間

(4) 租税特別措置法

税目	項目	改正内容	適用期限等
法人税 住民税 所得税	試験研究費特別控除の時的 限的拡充制度の廃止	・適用期限の到来をもって廃止。	H21.4.1 ~ H23.3.31 までの間に開始する 各事業年度まで
法人税 住民税 所得税	エネルギー需給構造改革 推進投資促進税制の廃止	・適用期限の到来をもって廃止。	H24.3.31 まで
法人税 住民税 所得税	中小企業等基盤強化税制 の廃止	・適用期限の到来をもって廃止。 ・中小企業投資促進税制の対象から除外されている ソフトウェアの範囲の見直し。	H24.3.31 まで
法人税 所得税	特定の資産の買換えの場 合等の課税の特例の見直 し	・既成市街地等の内から外への買換えについて、対 象区域を3大都市圏の近郊整備地帯等及び政令指 定都市の市街化区域に限定するとともに、譲渡資産 から店舗を除外など一部見直し。	適用期限3年延長

[相続税・贈与税]

税目	項目	改正内容	適用時期																																					
相続税	相続税の課税ベースの 見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・定額控除を、現行の5,000万円から3,000万円に 引き下げ。 ・法定相続人比例控除を、現行の1,000万円×法定 相続人数から600万円×法定相続人数に引き下げ。 ・死亡保険金に係る非課税限度を、現行の500万円 ×法定相続人数から500万円×法定相続人数(未成年 者、障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を 一にしていた者に限る。)に見直し。 	H23.4.1 以後の相続 又は遺贈により取得 する財産に係る相続 税について適用																																					
相続税	相続税の税率構造の見 直し	<ul style="list-style-type: none"> ・相続税の税率構造を、現行の10~50%の6区分か ら10~55%の8区分に見直し。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円以下の金額</td> <td>10%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円 "</td> <td>15%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>5,000万円 "</td> <td>20%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>1億円 "</td> <td>30%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>2億円 "</td> <td rowspan="2">40%</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>3億円 "</td> <td>45%</td> </tr> <tr> <td>6億円 "</td> <td rowspan="2">50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>6億円超の金額</td> <td>55%</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正案	1,000万円以下の金額	10%	10%	3,000万円 "	15%	15%	5,000万円 "	20%	20%	1億円 "	30%	30%	2億円 "	40%	40%	3億円 "	45%	6億円 "	50%	50%	6億円超の金額	55%	H23.4.1 以後の相続 又は遺贈により取得 する財産に係る相続 税について適用												
	現行	改正案																																						
1,000万円以下の金額	10%	10%																																						
3,000万円 "	15%	15%																																						
5,000万円 "	20%	20%																																						
1億円 "	30%	30%																																						
2億円 "	40%	40%																																						
3億円 "		45%																																						
6億円 "	50%	50%																																						
6億円超の金額		55%																																						
贈与税 相続税	相続時精算課税制度の 対象とならない贈与財 産に係る贈与税の税率 構造の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の10~50%の6区分から、(1)20歳以上の者 が直系尊属から贈与を受けた財産に係るものと (2)(1)以外の贈与財産に係るものとに分け、それぞれ 10~55%の8区分に見直し。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正案</th> </tr> <tr> <th>(1)</th> <th>(2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>10%</td> <td>10%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>300万円 "</td> <td>15%</td> <td rowspan="2">15%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>400万円 "</td> <td>20%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>600万円 "</td> <td>30%</td> <td>20%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円 "</td> <td>40%</td> <td>30%</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>1,500万円 "</td> <td rowspan="4">50%</td> <td>40%</td> <td>45%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円 "</td> <td>45%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>4,500万円 "</td> <td>50%</td> <td rowspan="2">55%</td> </tr> <tr> <td>4,500万円超の金額</td> <td>55%</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正案		(1)	(2)	200万円以下の金額	10%	10%	10%	300万円 "	15%	15%	15%	400万円 "	20%	20%	600万円 "	30%	20%	30%	1,000万円 "	40%	30%	40%	1,500万円 "	50%	40%	45%	3,000万円 "	45%	50%	4,500万円 "	50%	55%	4,500万円超の金額	55%	H23.1.1 以後の贈与 により取得する財産 に係る贈与税につい て適用
	現行	改正案																																						
		(1)	(2)																																					
200万円以下の金額	10%	10%	10%																																					
300万円 "	15%	15%	15%																																					
400万円 "	20%		20%																																					
600万円 "	30%	20%	30%																																					
1,000万円 "	40%	30%	40%																																					
1,500万円 "	50%	40%	45%																																					
3,000万円 "		45%	50%																																					
4,500万円 "		50%	55%																																					
4,500万円超の金額		55%																																						

税目	項目	改正内容	適用時期
贈与税 相続税	相続時精算課税制度の適用要件の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・受贈者の範囲に20歳以上である孫(現行は推定相続人のみ)を追加。 ・贈与者の年齢要件を60歳以上(現行は65歳以上)に引き下げ。 	H23.1.1 以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用
相続税	相続税の連帯納付義務者が連帯納付義務を履行する場合に負担する延滞税	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の要件の下、利子税に代える等の措置。 	H23.4.1 以後の期間に対応する延滞税について適用
贈与税	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置	<ul style="list-style-type: none"> ・適用対象となる住宅取得等資金の範囲に、住宅の新築等(住宅取得等資金の贈与を受けた翌年3月15日までに行われるものに限る。)に先行してその敷地の用に供される土地等を取得する場合における当該土地等の取得のための資金を追加。 	H23.1.1 以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用
贈与税 相続税	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・風俗営業会社等に該当してはならないこととされる特別関係会社の範囲について、特別関係会社のうち次に掲げる者によりその株式等を直接又は間接に保有される会社とする。 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 認定会社 (ロ) 認定会社の代表権を有する者 (ハ) 認定会社の代表権を有する者と生計を一にする親族 (ニ) 認定会社の代表権を有する者と特別の関係がある者 ・資産保有型会社・資産運用型会社の判定の基礎となる特定資産の範囲に、一定の外国会社に対する貸付金等を追加。 ・その他所要の見直し。 	

〔消費税〕

税目	項目	改正内容	適用時期
消費税	免税事業者の要件の見直し	<p>①個人事業者のその年又は法人のその事業年度につき現行制度において事業者免税点制度の適用を受ける事業者のうち、次に掲げる課税売上高が1,000万円を超える事業者については、事業者免税点制度を適用しないこととする。</p> <p>(イ) 個人事業者のその年の前年1月1日から6月30日までの間の課税売上高</p> <p>(ロ) 法人のその事業年度の前事業年度(7月以下のものを除く。)開始の日から6月間の課税売上高</p> <p>(ハ) 法人のその事業年度の前事業年度が7月以下の場合で、その事業年度の前1年以内に開始した前々事業年度があるときは、当該前々事業年度の開始の日から6月間の課税売上高(当該前々事業年度が5月以下の場合には、当該前々事業年度の課税売上高)</p> <p>② ①の適用に当たっては、事業者は、①の課税売上高の金額に代えて所得税法に規定する給与等の支払額の金額を用いることができることとする。</p>	その年又はその事業年度がH24.10.1以後に開始するもの
消費税	仕入税額控除制度の見直し	<p>課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除できる消費税の制度については、その課税期間の課税売上高が5億円(その課税期間が1年に満たない場合には年換算)以下の事業者に限り適用することとする。</p>	H24.4.1 以後開始課税期間より

[その他]

税目	項目	改正内容	適用期限等
納税環境整備	更正の請求期間の延長	納税者の更正請求期間を1年から5年に延長	H23.4.1 以後に法定申告期限が到来するもの
納税環境整備	増額更正期間の延長	課税庁の増額更正期間を3年から5年に延長	H23.4.1 以後に法定申告期限が到来するもの
納税環境整備	更正の請求の範囲の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・インセンティブ措置(例:設備投資に係る特別償却)及び利用するかしないかで、有利にも不利にもなる操作可能な措置(例:各種引当金)を除き、申告時に選択した場合に限り適用が可能となる「当初申告要件」を廃止する。 ・控除等の金額が当初申告の際に記載された金額に限定される「控除額の制限」がある措置(外国税額控除等)について、更正の請求により、適正に計算された正当額まで当初申告時の控除額の増額を可能とする。 	H23.4.1 以後に法定申告期限等が到来するもの
登録免許税	住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限の延長	・2年延長	H25.3.31 まで延長
印紙税	不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限の延長	・2年延長	H25.3.31 まで延長

近刊!

事業承継にこれ1冊。
いまさら人に聞けない

「事業承継対策」の実務



平成22年12月20日出版予定
小谷野公認会計士事務所編著

増加し続ける中小企業M&Aの実務ノウハウをすべて開陳!

ケーススタディ

M&A会計・税務戦略



定価(税込) 3,570円
小谷野公認会計士事務所編著
発行日 2009年4月7日
A5 388ページ